

発熱等診療医療機関に関するQ & A（第2版）

【指定手続き等】

Q 1 発熱患者等に対して診療のみを行い検査を行わない場合は、指定を受けることができますか？

A 1 発熱患者等に対して診療のみを行う場合、地域外来・検査センター等と連携が取れているなど新型コロナウイルス感染症に係る検査体制が確保されている医療機関を、発熱等診療医療機関として指定します。

なお、インフルエンザが流行した場合、多数の発熱患者等の発生が想定されることから、各医療機関におかれましては、適切な感染対策を講じた上で、診療・検査対応への御協力をお願いします。

Q 2 発熱患者等のオンライン診療のみを行う場合は、指定を受けることができますか？

A 2 発熱患者等に対してオンラインのみで診療を行い、対面で診療が必要になった場合に他の医療機関を案内する医療機関は、発熱等診療医療機関として指定しません。

なお、厚生労働省の「発熱外来診療体制確保支援補助金」の対象にもなりません。

Q 3 特定の曜日のみ発熱患者等の診療や検査を行う場合は、指定を受けることができますか？

A 3 特定の曜日のみ発熱患者等の診療や検査を行う場合も、発熱等診療医療機関として指定を受けることができます。

なお、インフルエンザが流行した場合、多数の発熱患者等の発生が想定されることから、できるだけ多くの曜日・時間帯での対応を御検討いただきますようお願いいたします。

Q 4 対応時間は週単位で固定する必要があるのですか？

A 4 対応時間は必ずしも週単位で固定する必要はありませんが、固定しない場合は、指定申請時に、具体的な対応時間を別紙として添付するなどして報告をお願いします。

また、対応時間が週単位で固定しない場合、発熱等受診相談センター等からの紹介時に、スムーズに対応時間を紹介できない場合がありますので、御理解ください。

Q 5 指定後に、対応可能時間等を変更することや指定を辞退することは可能ですか？

A 5 可能です。

対応可能時間や実施内容等を変更する場合や指定を辞退したい場合は、所定の様式により手続きを行ってください。（様式は指定通知時にお知らせします。）

Q 6 訪問診療を行っている場合は、指定を受けることができるのでしょうか？

A 6 今回の発熱等診療医療機関の指定は、発熱患者等の外来診療・検査体制を確保するためのものです。

このため、訪問診療のみを行っている場合は、対象となりません。

訪問診療だけでなく、外来診療も行っている場合は、外来診療を行っている時間帯について、発熱等診療医療機関の指定を受けることができます。

なお、指定を受けた医療機関が、指定を受けた時間帯に往診を行うことは可能ですが、発熱外来診療体制確保支援補助金の計算上、当該往診を行った患者は、実際の受診患者数に含めて計算してください。

Q 7 発熱等診療医療機関として指定を受けた時間外に、発熱等の患者を診療できますか？

A 7 指定を受けた時間外でも発熱等の患者を診療することは可能です。

ただし、発熱等患者と他の疾患の患者を同一の診察室で行う場合は、消毒、換気等の感染防止措置を行ってください。

Q 8 発熱等診療医療機関として指定を受けた時間外に、発熱等の患者を診療した場合や、新型コロナウイルス感染症にかかる検査を行った場合、G-MIS の報告人数等はどのようになるのですか？

A 8 G-MIS で報告する人数等は以下のとおりです。

患者数	指定を受けた時間内に診療した患者数 ⇒指定を受けた時間外に診療した患者はカウントしない。
検査実施（検体採取）人数（※）	指定を受けた時間にかかわらず、その日に新型コロナウイルス感染症の検査を行った（検体を採取した）人数

※検査種類等ごとに入力が必要です。

【発熱外来診療体制確保支援補助金】

Q 1 発熱外来診療体制確保支援補助金の具体的な補助額の計算方法を教えてください。

A 1 日ごとの計算方法や補助額の例は以下のとおりです。

※対象を明確にするため、便宜的に()をつけている場合があります。(以下同じ)

【計算方法】 対応時間：A、実際の発熱患者等の患者数：B

ア 相談センター等からの紹介受入の場合

$$((20人 \div 7時間 \times A時間) - B人) \times 13,447円$$

イ 自院のかかりつけ患者等のみの場合

$$((5人 \div 2時間 \times A時間) - B人) \times 13,447円$$

【補助額の例】

紹介の可否	1日の対応時間	当日の患者数	補助額	計算式
紹介患者受入	6時間	10人	96,050円	$((20人 \div 7 \times 6) - 10人) \times 13,447円$
かかりつけ患者のみ	2時間	3人	26,894円	$(5人 - 3人) \times 13,447円$
かかりつけ患者のみ	1時間	3人	0円	$((5人 \div 2) - 3人) \times 13,447円$ ※0円以下は0円

Q 2 発熱等患者に対応すると申請した時間帯に他の疾患の患者を診療した場合、補助額はなるのですか？

A 2 他の疾患の患者の診療をどの場所で行うかにより、補助額の計算方法が異なります。

なお、発熱等患者と他の疾患の患者を同一の診察室で行う場合は、例外的な取扱いとし、消毒、換気等の感染防止措置を行ってください。

想定例：患者紹介受入、6時間対応

当日の患者10人（発熱患者等8人、他の疾患の患者2人）

【同一の診察室で行う場合】

他の疾患の患者も発熱患者等とみなして、計算します。

$$((20人 \div 7 \times 6) - 10人) \times 13,447円 = 96,050円$$

【別の診察室(※)で行う場合】 ※発熱患者等は駐車場に対応し、他の疾患の患者は診察室で対応等
他の疾患の患者数に1/2を乗じた人数を基準患者数自体から差し引いて計算します。

$$((20人 \div 7 \times 6) - 8人 - (2人 \times 1/2)) \times 13,447円 = 109,497円$$

基準人数 発熱患者等の人数 他の疾患の人数

※第1版は計算式に誤りがあり、訂正されていますので御注意ください。

Q 3 相談センター等からの紹介を受け入れ、1日8時間対応する場合、基準患者数はどうなるのですか？

A 3 相談センター等からの紹介を受け入れ、1日7時間以上対応する場合、基準患者数は20人になります。

また、自院のかかりつけ患者等のみ対応し、1日2時間以上対応する場合、基準患者数は5人になります。

Q 4 小数点以下の処理はどうなるのですか？

A 4 日ごとの人数や補助金額では、小数点以下の端数処理は行いません。最終的な補助金の合計額算定時に、1,000円未満を切り捨てします。

Q 5 補助金の交付申請はいつまでに行う必要があるのですか？

A 5 補助金の交付申請は、11月以降も随時受け付けています。県の指定を受けた後、速やかに申請いただきますようお願いいたします。

Q 6 補助金はどのように支払われるのですか？

A 6 補助金の交付申請書を厚生労働省に提出する際に請求書をあわせて提出してください。請求書に記載された口座に支払われます。

補助金の支払は2回に分け、第1回の交付は、申請額の5割（10万円単位に四捨五入）を支払う予定とのことです。

このため、申請時に提出する請求書は5割に相当する金額を記載してください。

なお、実績報告時の精算額が、既に支払いを受けた補助金の額より少ない場合には、差額分について返還していただく必要がありますので、資金管理には御留意いただくようお願いいたします。

Q 7 補助金の実績報告はいつ頃に行う必要があるのですか？

A 7 補助金の実績報告書の提出期限等については、交付決定時に案内があります。

なお、補助金交付要綱上、令和3年3月31日まで実施した場合は、令和3年4月10日までに提出が必要です。

Q 8 1つの医療機関で、発熱患者等に対応する医師を2名配置し、発熱等の患者に対応する診察室も2室ある場合、外来診療体制確保支援補助金上の取扱いはどうなるのですか？

A 8 発熱患者等の外来診療・検査体制が2箇所分確保されていると考えられるため、それぞれの診察室ごとに時間や患者数をわけて計算してください。

参考例：患者紹介受入、A医師が7時間、B医師が3.5時間、別の診察室で発熱患者等に対応

A医師は19人、B医師は8人の患者を時間内に診察した場合

$$\begin{aligned} & ((20人 \div 7時間 \times 7時間) - 19人) \times 13,447円 \quad \dots A医師分 \\ + & ((20人 \div 7時間 \times 3.5時間) - 8人) \times 13,447円 \quad \dots B医師分 \\ = & 40,341円 \end{aligned}$$

Q 9 想定受診患者数から差し引く「診療を行った発熱患者等の受診患者数」とは具体的にどのように数えるのですか？

A 9 「診療を行った発熱患者等の受診患者数」とは、指定を受けた時間内に実際に診療を行った患者数のことです。受付人数ではないため、注意してください。

また、指定を受けた時間外に発熱患者等を診療した場合、時間外に診療した患者数は補助金の計算からは除外されます。

このため、以下の事例のように診療等に時間がかかったため、指定を受けた時間を越えて診療を行った場合は、時間内に診療を行った人数のみが補助金上の計算対象となります。

参考例：自院のかかりつけ患者等のみで、指定時間は11時から12時の1時間

予約人数は3人だったが、診療・検査に時間がかかり、3人目の診療開始は12時5分

$$((5人 \div 2時間 \times 1時間) - \underline{2人}) \times 13,447円 = 6,723.5円$$

予約人数ではなく、時間内に診療した発熱患者等の人数

【その他】

Q 1 発熱等診療医療機関の指定と行政検査委託契約の違いは？

A 1 目的、指定者（契約者）、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施の有無等が異なります。

区分	指定（契約）の目的	指定者（契約者）	新型コロナの検査
発熱等診療医療機関の指定	インフルエンザ流行に備え、発熱患者等を診療・検査する体制を整備するため	静岡県	診療のみ実施でも可
行政検査委託契約の締結	検査にかかる患者自己負担分を公費負担とするため	政令市所在：政令市 上記以外：静岡県	検査を行う医療機関のみ

Q 2 診察した患者が新型コロナウイルス感染症感染患者であることが判明した場合、対応した医師や看護師は濃厚接触者となるのでしょうか？

A 2 診察した患者が新型コロナウイルス感染症感染患者であることが判明した場合でも、以下の感染対策が適切に講じられている場合は、濃厚接触者には該当しません。

【感染対策】※指定要件と同じです。

- ・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施
- ・検体を採取する場合は、当該検体に応じた个人防护具の着用

唾液、鼻かみ液 鼻腔拭い液（患者採取）	サージカルマスク及び手袋
鼻腔拭い液（医師等採取） 鼻咽頭拭い液	サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋

Q 3 発熱患者等を受け入れるため、一時的に診療時間や診察日を変更した場合、医療法の変更届の提出は必要ですか？

A 3 発熱等診療医療機関が、発熱患者等を受け入れるために、診療時間や診察日を変更した場合、医療法の変更届の提出は不要です。

【変更履歴】

<第2版>令和2年10月28日

- ・【指定手続き等】のQ6, Q7, Q8を追加
- ・【発熱外来診療体制確保支援補助金】のA2を訂正

申請した時間帯に、別の診療室で他の疾患の患者を診療した場合の補助金の計算式

誤	$((20 \text{ 人} - 2 \text{ 人} \times 1/2) \div 7 \times 6) - 8 \text{ 人} \times 13,447 \text{ 円} = 111,418 \text{ 円}$
正	$(20 \text{ 人} \div 7 \times 6) - 8 \text{ 人} - (2 \text{ 人} \times 1/2) \times 13,447 \text{ 円} = 109,497 \text{ 円}$

- ・【発熱外来診療体制確保支援補助金】のQ8, Q9を追加